



行政区・自治会のあり方、役員体制等について

瀧澤 征幸 議員
(緑風会)

問 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村単位でつくる「鳥獣被害対策実施隊」は昨年12月現在、全国で僅かに1割の結成に留まっている。実施隊員は非常勤の公務員とみなされ、労災保険が適用される他、狩猟税の軽減などのメリットがある。実施隊をつくり着実に有害鳥獣駆除を進めるつもりはないか。

答 ニホンジカによる被害だけでも、平成22年度で約455ha、被害額で約1億円となっており深刻な状況である。従って「鳥獣被害対策実施隊」の設置が必要であると捉え、現在準備を進める計画である。

問 国主導で旧遠野市と旧宮守村が合併したように、行政区の合併には、行政主導が欠かせないと考える。当然、条例の改正や住所表記など様々な課題もあるが、「やわらかい行政区の合併」があってもよいのではないか。役員等の兼務

や負担も多くなってきたが、このままでは自治会の存続が危ぶまれるのではないか。

答 行政区の合併について、隣接する行政区とそれぞれの自治会が育んできた地域の歴史や文化が共有でき、協調して活動できる地域同士の緩やかな合併への働きかけを行い取り組んでいく。また、行政区単位で求めてきた役員等の選出方法の見直し、その負担軽減方策についても検討を加えていきたい。

問 市民センター及び地区センターの機能も、市民との協働による「地域づくり」「人づくり」「健康づくり」の推進拠点へと進化させ、4月には市民センターに「市民協働課」を設置し、地区センター、地連協とその構成団体、自治会・行政区も含めた遠野スタイルによる新しい地域づくりの体制構築に向けて議論を進める、とあるが、今後どう押し

進めようとしているのか。

答 地区センターのあり方と職員体制の見直しについては、地域活動専門員を配置しながら、新たな時代の流れに向かって、限られた「ひ

と・もの・かね」を有効に使って、地域づくり連絡協議会を核とした自主・自立した地域運営を強力に推進できる体制づくりの実現に向けて取り組んでいきたい。



行政区(自治会)共同発行による自治会報